資料4

令和９年度予算編成の基本方針＊（原案）

１．経済財政運営の基本的考え方

（１）経済の現状認識

我が国経済は、現在、30 年近く続いたデフレ的な経済構造から着実に変化し、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。

この変化を一時的なものに終わらせないためには、「責任ある積極財政」の考え方の下、国内投資を引き出し、潜在成長率を引き上げる政策運営を行っていくことが求められている。実質賃金上昇率[1]は令和７年 12 月以降、プラスで推移し、企業収益も増加するなど、経済の前向きな変化が広がっている。

こうした経済の動きを背景に、税収は増加し、債務残高対ＧＤＰ比[2]は低下するなど、財政状況も改善している。

総じて見れば、我が国の景気は、緩やかに回復しているが、世界経済の不確実性、特に中東情勢や金融資本市場の変動の影響などには、引き続き注意する必要がある。

また、我が国が直面する構造変化としては、人口減少、安全保障環境の変化、エネルギー制約、自然災害リスクの増大、ＡＩを始めとする技術革新、国家間の産業・技術競争の激化などがある。

（２）経済財政運営の基本的考え方

こうした現状と先行きのリスク認識を踏まえ、「成長型経済」への移行を図りつつ、まずは国民の暮らしを守るため、最優先課題として当面の物価高への対応に取り組んでいる。

【（Ｐ）また、切れ目のない物価高対策の一環として、かつ、中低所得の就業者の負担軽減のため、「消費税・支援金法案」[3]を国会に提出した。】

「成長型経済」への移行に向け、「強い経済」の実現と「財政の持続可能

＊ 本基本方針は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）第４章第２節において「予算編成の基本方針について必要な改定を行う」とされたことに対応するため、決定するものである。

[1] 「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の現金給与総額を消費者物価指数（総合）（総務省）により実質化。

[2] 国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比。以下同じ。

[3] 租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案（第 222 回国会提出）。

性」の確保の両立を目指す。

「責任ある積極財政」の考え方の下、「日本成長戦略」[4]と「地域未来戦略」[5]を両輪として、官民が連携する危機管理投資・成長投資を進める。17の戦略分野、62 の主要な製品・技術等のうち、足元の収益源、今後の稼ぎ頭、経済安全保障の強化という観点から、それぞれの重点分野を中心に、今後５年間の国内投資の道筋を明らかにする「日本成長戦略実行計画」[6]を年内に策定する。同計画では、スタートアップを含む８つの分野横断的課題に対する総合支援策も盛り込む。また、地域の強みを活かした産業クラスターの形成や地場産業の成長を促し、地方における民間投資と良質な雇用の創出につなげるため、今後５年間の支援方針を明らかにする「地域未来戦略実現フレーム」[7]を年内に策定する。

同時に、財政の持続可能性を確保する。「中長期経済財政計画」[8]の下、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な低下を財政運営目標の中核に位置付け、プライマリーバランスについては、経済・金利環境や歳入歳出の動向を踏まえ、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な低下に向けて、複数年度で改善・管理する。また、各種の経済指標・財政指標を活用した多角的な分析、不確実性を踏まえた分析・検証を強化する。経済財政運営の状況を定期的かつ継続的に点検し、必要に応じて政策や歳出・歳入の在り方を見直す。こうした取組を通じて、市場の信認を確保する。

物価安定と持続的な経済成長の実現に向け、政府は日本銀行と、物価安定目標や経済情勢についての認識を共有し、緊密な意思疎通を図ることが重要である。政府は、国内投資の促進や供給力・潜在成長率の引上げ、財政の持続可能性の確保に取り組む。日本銀行には、通貨及び金融の調節における自主性が尊重される下で、２％の物価安定目標の持続的・安定的な実現に向け、適切な金融政策運営を期待する。

２．令和９年度予算編成の考え方

（１）予算編成の抜本的な見直し

①歳出・歳入両面からの全体像の明確化

令和９年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」[9]（以下「骨太方針2026」という。）で示した予算編成の抜本的な見直しを実行に移す、

---

[4] 令和８年７月 21 日閣議決定。
[5] 令和８年７月 21 日閣議決定。
[6] 令和８年７月 21 日の経済財政諮問会議・日本成長戦略会議合同会議において、複数年度での「日本成長戦略実行計画」（以下「実行計画」という。）を年内に策定することが総理から指示された。
[7] 令和８年８月 28 日の地域未来戦略に関する関係副大臣等会議において、地域発の「産業クラスター計画」の実現に向け、複数年度の支援方針を明らかにする「地域未来戦略実現フレーム」を年内に策定することが総理から指示された。
[8] 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）第３章。
[9] 令和８年７月 21 日閣議決定。

「責任ある積極財政元年」の予算である。
その編成に当たっては、歳出・歳入両面を総合的に捉え、財政の全体像を明らかにする。
「経世済民」の志の下、経済の力で国民の暮らしを守り、豊かにするため、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。
歳出規模については、必要な財政需要に対応することを前提とした上で、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政運営目標との整合性を踏まえる。
時限的な施策と継続的に必要な施策を区別し、歳出・歳入両面の改革を進めつつ、中長期の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な低下と整合的な予算編成を行う。
新規国債発行額については、税収動向を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、通年の国債発行額を適切にコントロールする。新規国債発行額について歳出・歳入両面での取組を反映した結果として示す際には、歳出は、政策的経費とそれ以外の経費の区分・内訳を示すこととする。
令和９年度予算においては、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の確保を目指すため、これまでの慣行を見直し、歳出・歳入改革を徹底するとともに、政策効果の高い分野への重点化を図る。
その際、骨太方針 2026 第２章及び第３章における重要政策課題に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講ずる。
成長力の強化に向けて必要な投資を促すため、危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策のための「『強く豊かな日本』投資枠」（以下「投資枠」という。）を具体化する。予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする。補正予算に依存した財政運営から脱却し、当初予算を中心とする形へ転換する。また、予算編成を通じて政策の質を高める。そして、政策実施後の効果検証を踏まえ、当初の政策設計や予算措置の妥当性を検証し、その結果を翌年度以降の予算編成に反映する。

②「実行計画」及び「地域未来戦略実現フレーム」と連動した予算編成
新たに設けた投資枠については、「実行計画」及び「地域未来戦略実現フレーム」と予算編成を連動させる。
「実行計画」において、今後５年間の官民投資の内容、達成目標、官民

の役割分担、期待する成果及び政策手段を具体化し、初年度の予算措置のみならず、後年度の支援方針や財政措置の規模・時間軸を可能な限り明らかにし、基金や国庫債務負担行為の活用を進めることなどにより、民間投資に必要な予見可能性を確保する[10]。

また、投資枠については、「「日本成長戦略実行計画」の策定に向けて（案）」[11]に沿って策定される「実行計画」に今後盛り込まれる、国内民間投資や潜在成長率の引上げに真に効果の高い事項を主な対象とし、それぞれの施策の費用対効果を重視した予算編成を行うとともに、財政の持続可能性を確保しながら必要十分な規模を確保する。

このうち、特に、経済安全保障上重要な分野などに係る事業については、特別会計において別枠管理する。具体的には、「つなぎ国債」を発行することとし、日本銀行によるＥＴＦ[12]の追加売却益は、その償還財源に充てる[13]。その際、財政の持続可能性と整合的に運営する。

「地域未来戦略実現フレーム」においても、国と地方公共団体の役割分担を踏まえ、複数年度の支援方針、地方財政措置、インフラ整備や人材育成等の関連施策の規模や内容を具体化することで、地方公共団体や民間事業者の予見可能性を確保する。

③複数年度の予算運営への転換

危機管理投資・成長投資については、民間投資に必要な予見可能性を確保するため、基金や国庫債務負担行為等を適切に組み合わせながら、「実行計画」等と整合する複数年度の支援を基本とする。

基金については、「基金ルールの見直しについて」[14]を踏まえ、長期投資に必要な複数年度の予見可能性を確保しつつ、柔軟で効率的な資金管理を両立させるために、使途及び執行状況の透明化、政策効果の検証を進め、資金の滞留を抑制し、滞留している資金の国庫返納を進める。併せて、事業の性質に応じて、基金への資金計上について国庫債務負担行為を設定するなど両者を適切に組み合わせ、複数年度にわたり事業を円滑に執行できる仕組みを維持し、既存契約への悪影響や、年度末や年度明けの機動的かつ着実な支援への支障を避けるなど、長期投資に必要な政府のコミットメントに万全を期す。

---

[10] 本年度は概算要求が「実行計画」に先行したことから、概算要求を出発点としつつ、「実行計画」の策定を踏まえ、事項要求にとどまっている項目についての予算の具体化等を行う。
[11] 令和８年 11 月６日第９回日本成長戦略会議資料。
[12] Exchange Traded Fund（上場投資信託）。
[13] こうして発行されるつなぎ国債については、債務残高対ＧＤＰ比やプライマリーバランス等の指標において、経費及び財源の金額を除いて別枠で管理する。
[14] 令和８年７月 30 日行政改革推進会議決定。

④補正予算依存からの脱却

補正予算依存から脱却し、当初予算を中心とした予見可能性の高い、計画的な財政運営へ転換する。

これまで補正予算で措置してきた施策のうち、継続的に必要なものは当初予算で措置することを基本とする。一方、近年の補正予算などで累次に講じてきた物価高対策等、時限的な施策については、経済・物価情勢や政策効果、支援の必要性を踏まえて、その継続の要否や内容を判断する。特に、物価高対策については、飲食料品の消費税率の臨時的な引下げ等が物価高対策としての意味を持つことを踏まえ、見直す。

補正予算については、災害・突発的事態への対応、予算編成後の経済情勢等への対応、事業執行時期の平準化の必要性への配慮など、財政法[15]第29条を踏まえて必要性・緊要性を精査する。なお、補正予算依存からの脱却は、災害や経済ショック時に必要となる機動的な財政対応を行わないことを意味するものではない。

⑤政策の質を高める予算編成の徹底と透明性の確保

予算編成に当たっては、政策の必要性と効果、実施方法、費用対効果等を精査し、政策の質を高める。

投資枠については、「予算編成の考え方」[16]を踏まえ、事業の進捗・成果をモニタリングし、必要に応じて見直しを求める枠組みが整備されているかを確認するとともに、政策介入の根拠、民間投資の誘発効果、政策手段の妥当性、官民のリスク分担、複数年度の財政負担及び執行可能性等を確認し、予算編成を通じて政策の質を高める。投資の性質に応じて政策手段を適切に活用し、官民連携による成長資金の供給拡大を図る。経済安全保障等の政策についても、その必要性や期待する成果も踏まえて判断する。

また、主要施策については、概算要求の内容、主な論点、採否・予算措置の内容とその理由などに関し、企業の機微情報等に配慮しつつ、可能な限り透明性を高める。

なお、行政事業レビューの更なる活用を含め、政策の実施後の効果検証を踏まえ、その結果を翌年度以降の予算編成に反映するとともに、可能な限り透明性を高める。

⑥「実行計画」の実現に向けたガバナンスの強化

危機管理投資・成長投資については、予算措置を講ずること自体を目的

[15] 財政法（昭和22年法律第34号）。
[16] 「『「強く豊かな日本」投資枠』の予算編成についての考え方」（令和８年９月４日財務省）。

とせず、民間投資の実現や政策効果の発現につなげる。

このため、「実行計画」の推進に当たっては、分野・施策ごとの実行責任を担う主体と官民の役割分担を明確化する。その上で、分野、製品・技術等の置かれている状況や事業の特性等を踏まえた成果目標（中間目標の活用も念頭に置く。）及び進捗管理・見直しの仕組みを明確化する。その際、投資実現を妨げる規制・制度、人材、インフラ、資金供給等の課題の解決に取り組む。

また、専門人材の確保・育成を進め、政策の企画・実行に必要な専門性を蓄積する。あわせて、企業等との継続的な対話を通じて、技術・市場の動向や現場の課題を的確に把握し、政策の企画・実行能力を高める。その際、規制・制度、人材、インフラ、資金供給等のボトルネックの解消を進めるとともに、実行の適正な管理や判断の透明性を確保する。

主要施策については、外部の専門的知見も活用して政策効果を検証し、継続・拡充・見直し・退出の判断を行う。実行過程で得られた知見や事業環境の変化を踏まえた、事業計画・評価指標の見直し、施策の重点化等を機動的に行う。その際、予見可能性を確保するため、あらかじめ見直しの考え方を明らかにする。

さらに、政策目的や成果の発現までの時間軸の違いを踏まえつつ、官民投資、供給力・潜在成長率、経済安全保障等への効果について、投資枠全体を政策ポートフォリオとして把握し、政策資源の配分を見直す。

補助金、税制、財政融資、産業投資、政府保証等の政策手段についても、政策目的に応じて活用する。民間投資の誘発効果、官民のリスク分担、財政負担等を踏まえ、その組合せや資源配分を見直す。特に、財政投融資については、個別案件・機関別に加え、投資枠全体（政策ポートフォリオ）の収益性・リスクと政策効果を踏まえ、民間だけでは対応が難しい投資へのリスクテイクを促す。

また、政策目的の達成や事業の見直しによって予算が不要となった場合、政策運営の成果として評価し、より効果の高い施策に活用するなど、投資枠全体（政策ポートフォリオ）として重点化を行う。

（２）歳出・歳入両面での取組

①物価・賃金上昇を踏まえた予算編成

令和９年度予算編成においては、物価・賃金動向等を的確に反映し、行政サービスの量・質の水準を確保する。

人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費、委託費等の事業に必要な経費、それぞれについて、適切な単価改定を行う。

②社会保障制度の持続可能性の確保

年齢に関わりなく全ての世代が能力に応じて支え合い、必要な給付がバランスよく提供される、持続可能な社会保障制度の構築に取り組む。現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保の観点から、医療・介護・保育・福祉等の公定価格等における適切な対応を図りつつ、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続する。

連立政権合意書[17]に盛り込まれた 13 の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子[18]に基づき、令和８年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。

令和９年度介護報酬・障害福祉報酬改定については、骨太方針 2026 に沿って、物価変動への適切な対応、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。あわせて、保険料負担の抑制やサービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための適切な対応を行う。

③歳入の的確な見積りと財源の確保

税収については、推計方法の精度を高めるため、近年の税収実績と当初予算段階での見積りとの乖離（かい り）を税目別・要因別に検証する。

その際、足元や今後の経済・企業収益・物価・賃金動向等を踏まえ、主要税目の税収動向や制度要因等について分析を行う。

こうした取組を通じて、「見積りの精度」と「透明性」を高め、その結果を、令和９年度予算編成に反映する。

外国為替資金特別会計等の剰余金、基金からの返納額等について、法令や各会計の目的に即して、必要な資金の確保や将来のリスクへの備えとの関係を検証した上で、活用可能な税外収入を的確に把握・確保する。

④租税特別措置・補助金・基金の見直し等

「租税特別措置・補助金・基金の見直し」の取組を徹底し、施策の優先順位を洗い直し、重要な政策課題に対してより一層効果的に対応できるよう、効率化・重点化を図る。

その際、補助金・基金については、租税特別措置・補助金・基金の徹底見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議において租税特別措置・補助金見直し担当大臣から示された「「補助金・基金の見直し」に向けた基本的な

[17] 令和７年 10 月 20 日合意。
[18] 「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和８年７月７日自由民主党・日本維新の会　社会保障制度改革協議体）。

考え方と見直しの着眼点（案）」[19]を踏まえて見直しを進める。

租税特別措置についても、政策効果を踏まえ、ゼロベースで見直しを行う。

引き続き、ＰＤＣＡやＥＢＰＭ、行政事業レビュー等を通じた見直しを進める。政策効果が十分に認められない施策や、当初の役割を終えた施策については、廃止・縮小を含めて見直し、政策効果の高い施策への重点化につなげる。

⑤飲食料品消費税率の臨時的な引下げ（２年間の時限）と就業者負担軽減支援金

【（Ｐ）中低所得の現役勤労者に対し、令和 11 年度から「所得に応じたきめ細かな給付」として就業者負担軽減支援金を本格導入するまでのつなぎとして、令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を１％に引き下げ、飲食料品に係る消費税１％相当分の範囲で実施する同支援金を先行的に導入し、その後の支援金の本格導入に円滑に接続していく。必要な財源については、特例公債に頼らずに確保する。】

（３）予算編成改革の実効性確保

今回の予算編成の抜本的な見直しについては、令和９年度予算政府案の取りまとめをもって終わりとせず、その成果を踏まえ、更なる改善に向けた検討を行っていく。その際、予算編成の基本方針の在り方についても、その決定時期等を含め引き続き検討する。

経済財政諮問会議においては、「中長期経済財政計画」の下、「日本成長戦略」等の実施状況、予算編成改革の成果、経済・財政への影響を点検・検証した上で、今後の経済財政運営において必要となる政策判断につなげる。

これらの取組を通じ、成長に資する投資の拡大、歳出の質の向上、財政の持続可能性の確保を一体的に実現し、「責任ある積極財政」を実効ある経済財政運営の枠組みとして定着させる。

[19] 令和８年 10 月９日第３回租税特別措置・補助金・基金の徹底見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議資料。